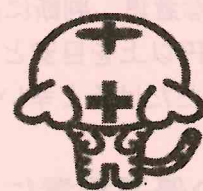


令和5年度 赤十字活動資金（社資）募集 結果のご報告

令和5年度佐倉市では、皆さまの善意の結果 **総額14,506,339円**もの活動資金（社資）が集まりました。皆さまからお預かりした活動資金（社資）は、日本赤十字社千葉県支部へ送金し、下記歳出内訳にある災害救護活動をはじめ、ボランティア活動、医療事業、血液事業や世界の各地で発生した紛争・災害等の緊急救護活動等のさまざまな人道的活動へ有効に活用させていただきます。

《赤十字活動資金（社資）内訳》（令和6年3月時点） ご協力ありがとうございました。

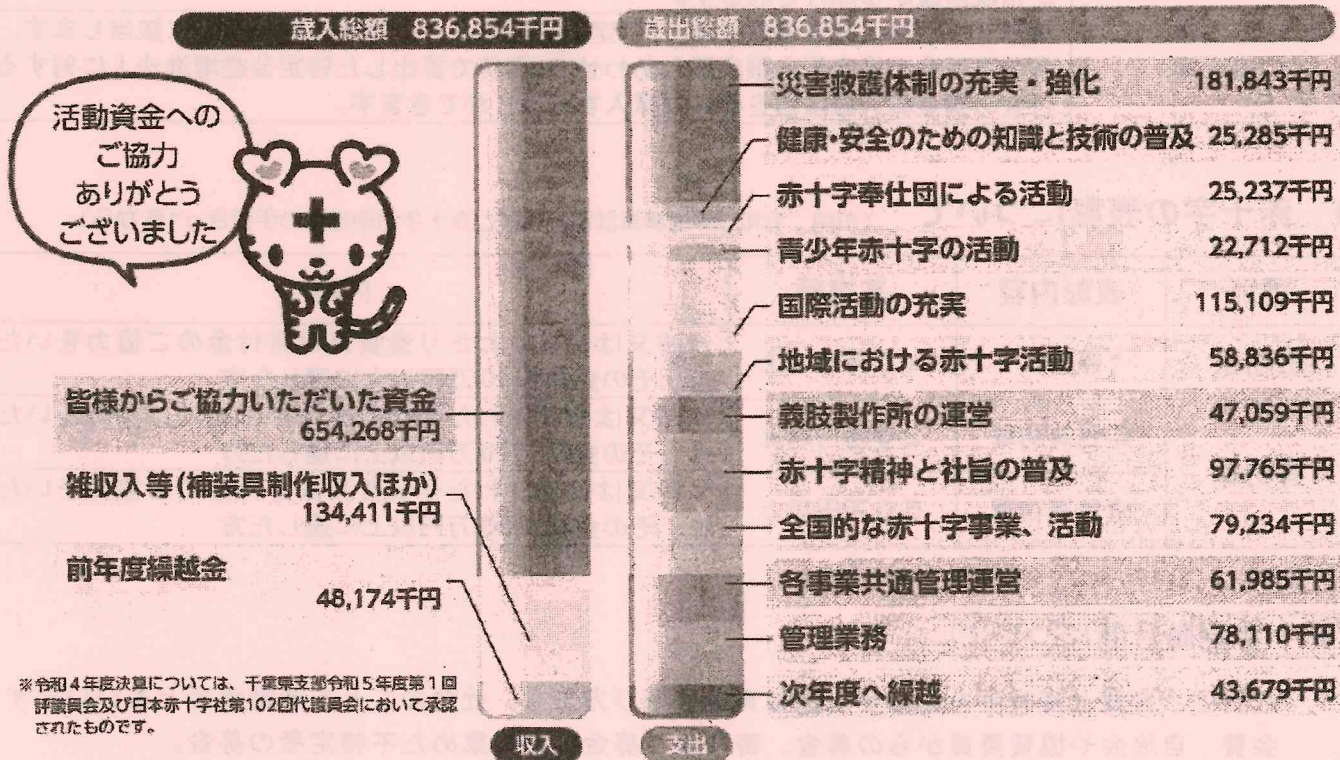
区 分	金 額（円）
一 般 社 資	13,974,892円
法 人 社 資	531,447円
総 額	14,506,339円



ハートラちゃん

引用：日赤 NOW Vol63

《参考》 日本赤十字社千葉県支部令和4年度歳出内訳（※5年度の歳出は現在集計中。）



※ 災害義援金は、活動資金（社資）とは別に、集められた金額の全部を被災された方々にお届けしています。

※ 決算額は千円未満を切り捨てているため合計額とは一致しません。

※ 令和5年度の歳出内訳につきましては、**8月ころの回覧**でお知らせする予定です。

赤十字活動資金（社資）へのご協力のお願い

赤十字活動資金へのご協力をお願いいたします。

日本赤十字社は、「人のいのちと健康、尊厳を守る」ことを使命として、災害時の医療救護活動や、被災者への救援物資の配布、命を救う救急法の普及、赤十字ボランティアの育成等の国内外における様々な人道的活動を行っています。

これらの人道的活動は、赤十字の活動にご賛同いただいた皆様からお寄せいただく活動資金（社資※1）によって支えられています。

- 赤十字活動資金（社資）へのご協力は、強制ではなく、個人の自由な意思、判断に基づくものでございます。
- 年500円以上を目安としたご協力により赤十字活動へのご支援をいただけると幸いです。※2



ハートちゃん

● 税制上の優遇措置について（引用：令和6年度事業計画の概要と赤十字活動推進の手引きp16から）

優遇区分	内容
所得税	寄付金の金額（但し、上限は寄付者の年間所得総額の40%まで）から2千円を引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。
相続税	相続により取得した財産（全部または一部）を寄付した場合、寄付した相続財産の価格が相続財産から除外されます。
法人税	日本赤十字社に対する寄付は、「特定公益増進法人に対する寄付金」に該当します。通常の寄付金の損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額を損金に算入することができます。

● 赤十字の表彰について（引用：令和6年度事業計画の概要と赤十字活動推進の手引きp16から）

種別	表彰内容	基準額	内容
感謝状	感謝状	10万円以上	一時又は数次にわたり会費又は寄付金のご協力をいただき、その金額が10万円以上に達した方
有功章	銀色有功章	20万円以上	一時又は数次にわたり会費又は寄付金のご協力をいただき、その金額が20万円以上に達した方
	金色有功章	50万円以上	一時又は数次にわたり会費又は寄付金のご協力をいただき、その金額が50万円以上に達した方

赤十字運動月間について

※1 社資は、会費と寄付金をあわせた活動資金の呼び方です。社資のことを活動資金ともいいます。

会費：自治会や協賛委員からの募金。寄付金：募金箱から集めた不特定者の募金。

※2 日本赤十字社では、毎年、創立の月にあたる5月を「赤十字運動月間」（千葉県支部では5月と6月）とし、この月間を中心に全国の皆様に年額500円以上を目安とした活動資金（社資）のご協力をお願いし、赤十字活動への継続的なご支援と組織及び事業の進展を図ることとしています。

なお、年額2,000円以上のご協力をいただける方には、日本赤十字社の目的に賛同する支援者として登録させていただき、赤十字事業の活動内容をよりご理解いただけるよう、広報誌などを送付しております。